

被災者の医療と救護

Q

避難拠点ではどんな治療が受けられるのか

A

簡単な手当てを行います。

要点

避難拠点には保健室があり、また、備蓄倉庫には、ガーゼ、包帯等を備蓄していますので簡単な手当てはできますが、医師は参集しないため専門的な処置はできません。

<解説>

大地震発生直後、医師等の医療従事者は、あらかじめ指定された病院や医療救護所（p.77参照）に集中的に配置されます。避難拠点には、4日目以降、状況に応じて医師等が巡回し、簡単な手当と健康相談を行います。



Q

負傷者はどこに連れて行くのか

A

指定された病院や医療救護所等に搬送または誘導してください。

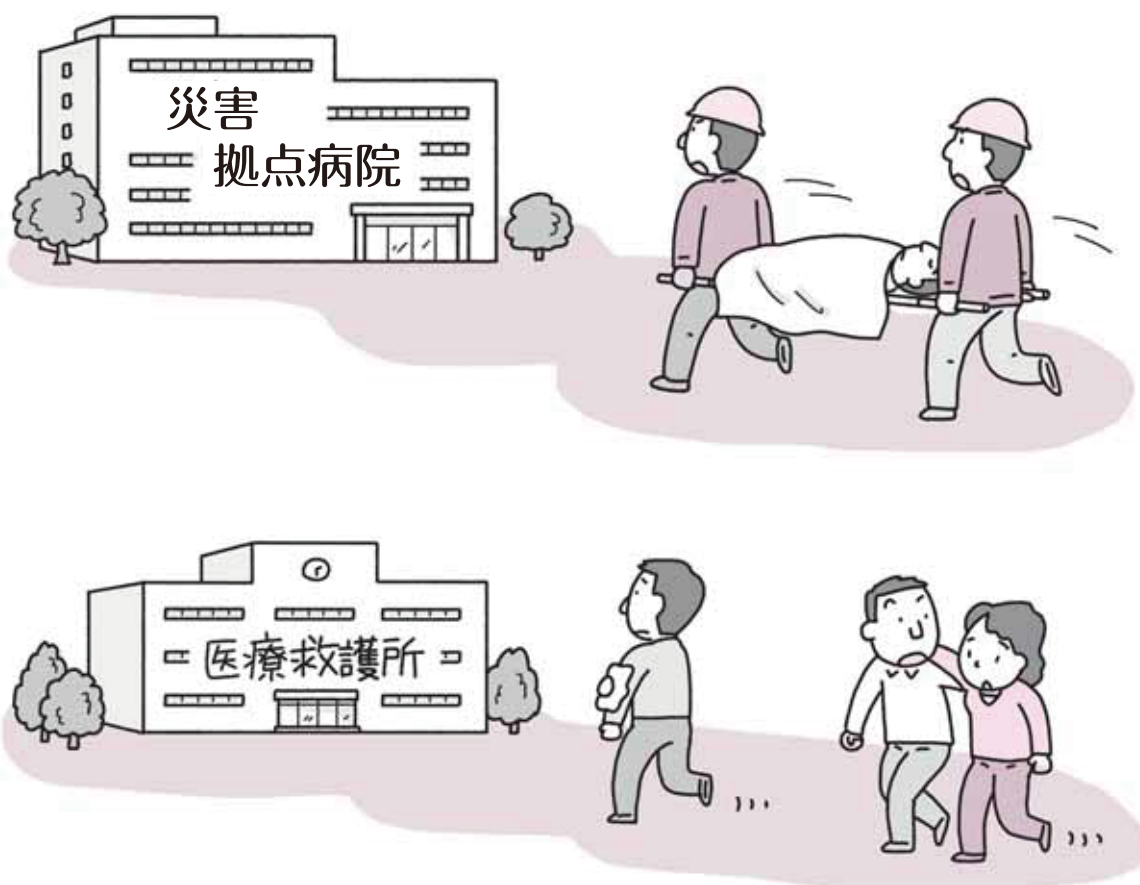
要点

負傷者に対する医療活動を行うためには、専門的な設備や医薬品が必要となります。このため、被災を免れた医療機関（病院、診療所等）が負傷者のケガの程度に応じて対応を行います。

また、避難拠点のうち10校を「医療救護所」の役割を持つ拠点として指定しています。あらかじめ医療救護資器材を備蓄するとともに、医療救護班等（医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会）が参集し、トリアージ（p.38参照）や軽症者の応急処置を行います。

<解説>

重症者等は災害拠点病院や災害拠点連携医療機関が処置にあたり、一方、軽症者は医療救護所や災害医療支援医療機関等が対応するよう役割分担し、連携して災害医療に取り組みます。



Q

医療機関や医療救護所に負傷者が大勢押し寄せても大丈夫か

A

多数の負傷者が同時に発生した場合には、緊急度や重症度に応じて治療優先順位を決定します（トリアージ）。

要点

ケガや病気の程度が重症であるほど、専門的な治療や設備が求められ、受け入れ可能な医療機関も限定されます。

災害時医療の中心的役割を果たす災害拠点病院などに軽症の方が多数来てしまうと、緊急性の高い重症患者への対応に遅れが生じてしまう恐れがあります。

このため、災害時には負傷者の緊急度や重症度を判断（トリアージ）し、受け入れる医療機関等を定めます。これにより軽症者は医療救護所などに誘導され、重症者は災害拠点病院などに搬送されます。

<解説>

災害拠点病院（p.39表ア）および災害拠点連携医療機関（p.39表イ）は重症者や中等症者の対応に専念し、軽症者を医療救護所や災害医療支援医療機関、地域の診療所（p.39表ウ、オ、カ）で受け入れることを基本とします。このため、重症者や中等症者を受け入れる医療機関では、軽症者の受け入れができない場合があります。

また、このほかに人工透析や産科など専門的医療が緊急に必要な場合は、患者を受け入れる専門医療拠点病院等（p.39表エ、キ）を定めています。

- I 重症（赤）…直ちに処置しなくては命にかかわる者
- II 中等症（黄）…多少治療の時間が遅れても生命に危険がない者
- III 軽症（緑）…軽易で、専門医の治療を必要としない者
- 0 死亡（黒）…呼吸をしていない者。実際の死亡認定は医師の診断を待ちます。



【災害時医療機関等】

	医療機関の区分	医療機関名	トリアージの結果・対応区分
災害時医療機関	災害拠点病院 (ア)	①順天堂練馬病院 ②練馬光が丘病院	重症・中等症
	災害拠点 連携医療機関 (イ)	①練馬総合病院 ②浩生会スズキ病院 ③大泉生協病院 ④川満外科 ⑤田中脳神経外科病院 ⑥辻内科循環器科歯科クリニック	中等症・重症
	災害医療支援 医療機関 (ウ)	①島村記念病院 ②保谷医院 ③東大泉病院 ④関町病院 ⑤練馬さくら病院 ⑥慈雲堂病院 ⑦陽和病院 ⑧豊島園大腸肛門科 ⑨阿部クリニック ⑩練馬駅リハビリテーション病院 ⑪ねりま健育会病院 ⑫桜台病院	軽症者
	専門医療 拠点病院 (エ)	久保田産婦人科病院	産科
		大泉病院	精神
東海病院		透析	
	診療所 (オ)	各地域の診療所	
	医療救護所 (カ)	①旭丘中学校 ②開進第三中学校 ③貫井中学校 ④練馬東中学校 ⑤光が丘秋の陽小学校 ⑥石神井東中学校 ⑦谷原中学校 ⑧大泉南小学校 ⑨大泉西中学校 ⑩石神井西中学校	軽症者

【透析医療機関】

対応区分	医療機関の区分	医療機関名
透析	透析医療機関 (キ)	①高松医院 ②練馬中央診療所 ③腎クリニック高野台 ④練馬桜台クリニック ⑤優人クリニック ⑥練馬高野台クリニック ⑦優人大泉学園クリニック ⑧大泉学園クリニック ⑨武蔵野総合クリニック練馬 ⑩優人上石神井クリニック ⑪石神井公園じんクリニック

